

企画提案公募型事業者選定実施要領

【南中野中学校新校舎整備基本構想及び基本計画 策定支援業務委託】

募集告知	令和8年5月25日（月）
参加表明書等提出期限 及び 質問受付期限	令和8年6月 8日（月）午後3時
応募資格審査結果通知 及び 質問に対する回答	令和8年6月15日（月）（予定）
企画提案書等提出期限	令和8年7月 2日（木）午後3時
応募者確定通知 及び ヒアリング実施通知 ※ヒアリングの実施	令和8年7月 9日（木）（予定） 令和8年7月中旬（予定）
選定結果通知予定時期	令和8年7月下旬（予定）
契約締結予定時期	令和8年8月下旬（予定）

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号
中野区役所8階
中野区総務部契約課契約係
TEL 03-3228-8903
E-mail: keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

1 公募の趣旨

中野区では、「中野区立小中学校施設整備計画」に基づき、区内小中学校の施設整備を進めているところであり、南中野中学校については、令和9年度に新校舎整備に係る基本構想及び基本計画の策定を予定している。

新校舎には、学校教育としての機能の他、地域の避難所としての機能や地域コミュニティとしての機能も期待されている。

こうしたことを踏まえ、基本計画を策定していくにあたっては、校舎の整備に係る高度な専門的知識やノウハウ、経験等を有する事業者からの提案や支援が必要不可欠である。

そのため本件業務の委託にあたっては、企画提案公募型事業者選定方式により広く事業者を募集した上で事業者からの企画提案を受け、その内容を評価するとともに、事業者の本件業務に対する技術力・業務遂行能力、信頼性・社会性及び見積額等を総合的に判断し、最適な事業者を選定することとする。

2 校舎供用スケジュール

南中野中学校の新校舎については、令和16年度に以下の位置で供用開始する予定である。

南中野中学校 中野区南台五丁目2番17号

※ 詳細は別添新校舎建設工事スケジュール（予定）のとおり

3 委託内容

(1) 委託内容

南中野中学校新校舎整備基本構想及び基本計画策定支援業務委託

（詳細については、別紙仕様書のとおり）

なお、仕様書には記載がないが、企画提案に本業務に有効な優れた内容があった場合は、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。ただし、そのことによって参加申込時に提示された見積金額が変更されることはない。

(2) 留意事項

本件業務に直接関連する他の業務（新校舎整備の基本設計及び実施設計業務委託）については、今後、本件業務の契約の相手方との随意契約による締結を予定している。

※当該業務に係る予算について、議会の議決を得られることを条件とする。

※本業務完了後、別添の履行評価表により履行状況の確認を行う。本件業務の履行に係る総合判定が「不十分である」となった場合は、当該関連業務について随意契約を締結しない。

4 委託期間

契約締結の日の翌日から令和10年1月31日まで

5 委託料

委託料の予定価格（消費税相当額を除く）は、次の表のとおりとする。

予定価格（税抜）
17,200,000 円

- ※ 委託経費見積額がこの表の予定価格を超えた場合は、失格とする。
- ※ 予定価格とは、本業務に関する委託経費の概算見積額の上限額である。

6 応募資格

この企画提案公募型事業者選定に参加しようとする事業者は、下記要件をすべて満たしていなければならない。下記要件いずれかを満たさなくなった場合または応募書類に虚偽記載があった場合は失格とする。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (2) 下記①及び②の両方の業務実績を持つ者であること。
なお、受託実績を証する書面（契約書の写し等）を提出すること。
 - ①平成28年度から令和7年度（過去10年間）において、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める小学校又は中学校の新築（延べ面積 8,000 m²以上）に係る基本計画又は基本設計業務に係る委託契約(契約の一部が当該業務である場合を含む。)を締結し、履行した実績があること。
 - ②平成28年度から令和7年度（過去10年間）において、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める小学校又は中学校の新築（延べ面積 8,000 m²以上）に係る実施設計業務を締結し、履行した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、建築設計の業種で中野区の入札参加資格を有すること。
- (5) 中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱による競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。
なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合についても失格とする。
- (6) 中野区契約における暴力団等排除要綱（2012年中野区要綱第148号）に定める入札参加除外の措置の要件に該当していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

7 参加申込方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、次表に定めるところによりすべての提出書類を作成し、中野区ホームページから電子申請サービス（L o G o フォーム）により申し込むこと。

(1) 提出書類（データ）及び提出期限

		提出書類（データ）		書式	ファイル形式	提出期限
ア 参加表明時	必須	①	参加表明書	様式1号	P D F ファイル を電子添付	令和8年6月8日(月) 午後3時まで
		②	事業者申告書	様式2号		
		③	業務実績等調査票	様式3号		
	任意	※	質問書 (ある場合のみ)	質問書様式	W O R D ファイル を電子添付	
イ 参加申込時	必須	④	参加申込書	様式4号	P D F ファイル を電子添付	令和8年7月2日(木) 午後3時まで
		⑤	企画提案書 (表紙・本文)	様式5-1号		
		⑥	業務スケジュール表	様式5-2号		
		⑦	見積書	様式6号		

(2) 提出方法

はじめに「ア」により参加表明書等を提出し、その後に「イ」に従い必要書類のデータを提出してください。

ア 参加表明書等

中野区ホームページの所定のページから電子申請サービス（L o G o フォーム）にアクセスし、画面の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して（必要書類P D F 添付含む）、下記の受付期間中に送信すること（窓口、郵送、F A X または電子メールによる提出は不可）。

◆中野区ホームページ「企画提案公募型事業者選定（募集中）」:

<https://www.city.tokyo->

[nakano.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/jigyousyasentei-bosyu/index.html](https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/jigyousyasentei-bosyu/index.html)

（右の二次元コードからアクセス可→）



◆受付期間：令和8年5月25日（月）

～令和8年6月8日（月）午後3時必着

なお、参加表明にあたっては、応募者の代表者印を確認するために、東京都電子自治体共同運営電子調達サービス受付票（印鑑証明書を含む）のP D F ファイルを添付すること。

イ 参加申込書等

上記アの受付期間終了後、応募資格を満たしていると確認できた事業者に、参加申込書の提出先を記載した電子メールを区から送信する。その内容に従い電子申請サービスにアクセスして、画面の指示に従い入力及び企画提案書等の添付を行い、下記の受付期限までに送信すること。

◆受付期限：令和8年7月2日（木）午後3時必着

ウ なお、失格の場合もその旨を電子メールで令和8年6月15日（月）までにお知らせする。令和8年6月16日（火）までにいずれの連絡も届かない場合は、総務部契約課（電話：03-3228-8903）へ連絡すること。

(3) 注意事項

- ア 参加表明書の提出がない場合は、参加申込を行えない。
- イ 所定の様式は中野区ホームページからダウンロードして作成すること。
- ウ 指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めない。
- エ 受付期間中に電子申請サービスにて正常に受信したものを有効とする。
- オ システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては、区は責任を一切負わない。
- カ 契約の締結にあたっては、区指定の標準約款を使用する。

(4) 企画提案書作成上の注意事項

- ア 「企画提案書」は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、事業担当所管の窓口において閲覧の用に供することとなる。したがって、閲覧されることを前提に、法人等の不利益となる、またはそのおそれのあるものについては記載しないこと。
- イ 「企画提案書」及び「業務スケジュール表」は、それぞれ様式5-1号、様式5-2号を使用し、応募者名及び人名を類推できるような記載をしないこと。例えば、会社のロゴマーク、施設、制服等の掲載や応募者が受託している業務実績等の記述等も含まれる。また、特段指定するもの以外に固有名詞等の記載や個人等を識別できるような写真の無断転載は行わないこと。なお、そのような記載があった場合は受理しない。
- ウ A4判縦左綴じ、文字の大きさ10.5～12ポイント、表紙（様式5号）を除き、本文全体で6ページ以内、ページ番号を付すこと。
- エ ファイル形式はPDFとし、保護をかけないこと。
- オ パンフレットや資料等、本提案書以外は原則添付不可とする。

(5) 提出書類の審査

前記(2)によりア、イの各提出期限までに提出された書類等については、以下のとおり審査を行う。

- ア 電子申請サービス（Logoフォーム）により、参加表明に係る有効な申請を行った者について、前記「6 応募資格」で定める各要件の適否等の状況を区で確認する。

応募資格審査結果は、令和8年6月15日（月）までに電子メールにより通知する。

なお、審査のため提出書類の内容について確認を求める場合があるので、区からの連絡に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

- イ 上記アの通知後、電子申請サービス（Logoフォーム）により、参加申込に係る有効な申請を行った者について、提出書類の確認を区で行う。

提出書類の確認が完了した場合、応募者として確定した旨を、令和8年7月9日（木）までに電子メールにより通知する。

なお、提出書類について、区から内容の確認を求める場合があるので、上記アと同様に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

8 質問及び回答

(1) 質問方法（質問がある場合のみ）

所定の質問書様式に質問の要旨を簡潔に記入し、前項「7（2）ア」の参加表明書等提出時に電子申請サービス（LOGOフォーム）に添付すること。原則としてそれ以外の手段による質問は受け付けない。

なお、質問書による質問は仕様書記載の業務内容に係ることに限り、その他参加手続き等に係る質問については表紙記載の連絡先に直接、電話等で問い合わせること。

(2) 質問期限

令和8年5月25日（月）から令和8年6月8日（月）午後3時まで

(3) 回答方法

質問の要旨と回答は、取りまとめた上で、令和8年6月15日（月）までに、前記「7（5）ア」の審査により応募資格を満たしていると確認できた全事業者あてに、電子メールにて回答する。

9 ヒアリングの実施

参加申込者の企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、下記日程によりヒアリングを実施する。

(1) ヒアリング実施通知の発送日（予定）

令和8年7月9日（木）

(2) 実施予定日

令和8年7月中旬

(2) 場所

中野区役所

なお、詳細は、前記（1）の通知により確認すること。ヒアリングに参加できない場合は失格とする。

10 選定方法等

(1) 選定方法

企画提案書等の提出書類及びヒアリングに基づき、次の審査基準により審査し、参加申込者の技術力・業務遂行能力、信頼性・社会性及び見積額の各評価点を算出し、その合計点の高い者から順に契約交渉順位を定める。

(2) 審査基準

評価基準表（別紙）のとおり

評価点合計 89点

① 技術力・業務遂行能力		実績	②信頼性・社会性	③見積額
企画提案等による評価				
書類審査	ヒアリング			
54点	12点	5点	8点	10点

価格点 = $50 \times (1 - \text{見積額} / 17,200,000 \text{円 (予定価格 (税別))})$

ただし、価格点の上限は10点とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全参加申込者に対して、令和8年7月下旬頃に、書面で通知する。

(4) 契約締結候補者の決定

交渉順位第1位の事業者を中野区との契約締結候補者とする。当該事業者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の交渉順位者を契約締結候補者とする。

(5) 失格とする場合

企画提案書による評価点（書類審査及びヒアリング審査）のうち、書類審査の評価点合計が16点未満、書類審査（提案内容）13項目のうち3項目以上に評価点が1点未満、またはヒアリング審査の評価点合計が4点未満のいずれかに該当する場合は失格とし、契約締結交渉の相手方とはしない。

11 審査結果の公表

審査結果については、全参加申込者の応募者名、契約交渉順位、評価点及び見積金額についてインターネット上にて公表する。

12 その他

(1) この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。

(2) 提出書類等の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 提出期限後の提出書類等の差し替え及び再提出は認めない。

イ 提出書類等の返還は行わない。

ウ 区は、提出書類をこの事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。ただし、提出された書類について、情報公開請求があった場合は、中野区区政情報の公開に関する条例（昭和61年3月31日、条例第9号）に基づき公開する。著作物については、公開に同意したものとみなす。

なお、企画提案書の取扱いについては、前記「7参加申込方法（4）企画提案書作成上の注意事項」のとおり審査結果公表後に閲覧の用に供することとなるので、そのことを踏まえた上で応募すること。

エ この事業者選定に必要な範囲で提出書類等を複写することがある。

(3) この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。

(4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が負うものとする。

(5) 提出書類等に重大な不備または虚偽の記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。

13 問い合わせ先

中野区総務部契約課契約係（区役所8階窓口）

〒164-8501 東京都中野区中野4丁目11番19号

電話番号03-3228-8903（直通）

電子メールアドレス keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

南中野中学校 新校舎等建設工事スケジュール(予定)

対象校		2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度	2032年度 令和14年度	2033年度 令和15年度	2034年度 令和16年度
南中野中学校	中野区南台5-22-17		基本構想・基本計画	基本設計・実施設計		既存校舎解体・新校舎新築工事				新校舎利用開始

※スケジュールは設計内容等により延伸する可能性があります。

南中野中学校新校舎整備基本構想及び基本計画策定支援業務委託契約の履行評価表

◆契約日 令和 年 月 日 ◆委託期間 ~令和 年 月 日

◆担当 教育委員会事務局 子ども教育施設課

◇個別評価 優れている、適正である、改善すべき点がある ◇総合判定 良好である、不十分である		◆評価の視点						
		ア 適正な履行	イ 適切な人員体制	ウ 業務の進行管理	エ 成果品の出来ばえ	オ 安全管理対策	カ 創意工夫	キ 法令遵守
◆評価の要素		・業務が仕様書どおり遂行されている。	・円滑な業務が行える人員配置がされている。	・事業計画の進行管理ができています。	・報告書等が精度が高く、わかりやすくまとめられている。	・個人情報の管理、安全対策、危機管理対策等が適切になされている。	・計画の検討にあたって積極的な提案がなされている。	・業務、労働関係法令の適正な運用が行われている。
1 事業者の成果品	・仕様書にもとづく成果物等から評価コメントを作成する。	(評価コメント)	(評価コメント)	(評価コメント)	(評価コメント)	(評価コメント)	(評価コメント)	(評価コメント)
2 事業者の自己評価	・受託者が自己評価を行う。(評価の視点について自己評価。) ・受託者の自己評価をもとに評価し、評価コメントを作成する。	(評価コメント)	(評価コメント)	(評価コメント)	(評価コメント)	(評価コメント)	(評価コメント)	(評価コメント)
3 検査員の検査	・既の実施した検査員による検査をもとに評価し、評価コメントを作成する。	(評価コメント)	(評価コメント)	(評価コメント)	(評価コメント)	(評価コメント)	(評価コメント)	(評価コメント)
総合判定	・個別の評価から、全体の判定を行う。	(総評)						